
令和2年第2回川場村議会定例会会議録第1号

令和2年6月4日（木曜日）

議事日程 第1号

令和2年6月4日（木曜日）午前9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（3番・4番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第31号 川場村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第32号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第33号 川場村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第34号 不動産（土地）の取得について
- 日程第 8 議案第36号 令和2年度川場村一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 承認第 1号 専決処分の承認について（令和2年度川場村一般会計補正予算（第1号））
- 日程第10 承認第 2号 専決処分の承認について（川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 承認第 3号 専決処分の承認について（川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第12 承認第 4号 専決処分の承認について（川場村税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第13 承認第 5号 専決処分の承認について（川場村税条例の一部を改正する条例）
- 日程第14 承認第 6号 専決処分の承認について（令和元年度社会資本総合整備事業（総合）村道谷地生品線P1橋脚・右岸護岸建設工事の請負契約の変更）
- 日程第15 承認第 7号 専決処分の承認について（動産（除雪ドーザ）の取得の変更）
- 日程第16 報告第 1号 令和元年度川場村一般会計繰越明許費繰越計算書について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	星野孝之君	2番	飯塚貞次君
3番	丸山敏雄君	4番	黒田まり子君
5番	新木敏郎君	6番	津久井俊雄君
7番	細谷市衛君	8番	角田文雄君
9番	角田宣治君	10番	小菅秋雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	外山京太郎君	副村長	宮内実君
教育長	宮内伸明君	総務課長	角田圭一君
住民課長	宮田重雄君	健康福祉課長	小林巧君
むらづくり振興課長	戸部正紀君	田園整備課長	今井忠君
教育委員会事務局長	布施伸一郎君	会計管理者	春原久代君

事務局職員出席者

事務局長	栞原達也	書記	田中玲子
------	------	----	------

◎議長挨拶

○事務局長（栞原達也君） ただいまから、令和2年第2回川場村議会定例会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（小菅秋雄君） 定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和2年第2回川場村議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

今期定例会におきまして、条例の一部改正をはじめ、農業委員会の委員任命、一般会計補正予算案などの議案の提出が予定されておりますが、議員各位には、慎重審議、適切な議会運営に努められますことをご期待申し上げるとともに、執行部の皆様の格別なるご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

◎村長挨拶

○事務局長（栞原達也君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和2年第2回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、小菅議長をはじめ議員各位のご出席をいただきまして、ここに開催できますことを心から御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、世界各国で感染症対策に追われる中、日本でも外出自粛や営業自粛により感染拡大防止に努めているところであります。今の私たちにできることは、密集、密接、密閉の3つの密を避けること、不要不急の外出をしないこと、うがい手洗いを励行することなど、ほんの小さなことですが、これが感染拡大の最大の防御策となります。先日、5月25日、日本全土に緊急事態宣言の解除が発令されましたが、気を許すことなく、感染拡大防止に努めなければなりません。

例年春から夏にかけて実施されるスポーツ大会や川場まつり、スカイビュートレイルなど数々のイベントも中止の決断をいたしました。小中学校についても、3月2日から3月25日の学年末、4月13日から5月31日までの新学期の間、休校措置となり、楽しい学校生活を送れない日々が生じてしまいました。この空白のときを埋めるべく、村としても最大限のサポートが必要と考えております。

村の主要施策の一翼を担う観光事業のダメージを補うためには、特色あるイベントの開催や観光PRの充実などにも力を注がなければなりません。

特別定額給付金につきましては、村民の手元に一日でも早く10万円を届けられるよう職員が工夫を凝らし、5月7日には申請書の発送が終了し、5月12日からの申請受付を経て、5月14日には村民の方への給付が始まりました。6月3日現在では98.8%の世帯への給付が終了し、残すところ14件となっております。また、交付金を使った村単独事業として、中学生以下には1万5,000

0円、高校生には2万円、高校を卒業し現在も学生である者には5万円を給付する給付金事業を今回の補正予算案として計上しました。前途ある若者たちがコロナに負けず、将来のむらづくりの担い手となるよう、期待するものであります。村民全戸を対象とし、川場村共通商品券1万円分を贈ることは、村民の家計応援と村内消費の活性化の二面を補うもので、併せて販売用の30%プレミアム商品券を2,000組用意いたしました。沈んだ村内景気が向上することを期待するものであります。緊急事態宣言の外出自粛によりダメージを受けた村内企業を応援する補助金も、今回の補正予算案として提案させていただいております。

この「静」のときを、来るべき「動」のときの充電期間と捉え、今このときに力を蓄え、知を結集し、川場村の活性化、村民の幸福に向けて、村民皆様のご理解をいただきながら、この難局を乗り越える施策を積極的に実施してまいります。議員各位のご指導、ご協力をお願いいたします。

さて、本定例会にご提案する案件は、条例の一部改正3件、一般会計補正予算案1件、財産の取得1件、人事案件1件、専決処分の承認7件、一般会計繰越明許費計算書の報告1件、合わせて14件であります。

いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、議会招集の挨拶とします。

◎開会・開議

午前9時07分開会・開議

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回川場村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において3番丸山敏雄君、4番黒田まり子さんを指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小菅秋雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月11日までの8日間に決定いたしました。

◎日程第3 一般質問

○議長（小菅秋雄君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

4番黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） おはようございます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な分野において大きな影響が出ています。

川場村の現状とその対策、またこれからの課題と展望を伺いたいと思います。

最初に、新型コロナウイルスの感染拡大問題は、リスクマネジメントの重要性など地域づくりに新たな課題を投げかけていると思います。川場村の第4次総合計画についても、ウィズコロナ、アフターコロナの視点を持って実現に向かわなければならないと思います。

川場村は、農業プラス観光で特色のあるむらづくりを行ってきました。その中でも、都市との交流は重要なものだと思います。その中で、感染拡大による影響とその対応はどのようにお考えでしょうか。

2つ目の質問です。小規模事業者の現状と対応はどのようになっていますでしょうか。

3つ目、第2波の感染拡大も懸念されています。現在の課題と展望はどのようになっていますでしょうか。

そして、4つ目が子供たちのここ休校が続いていました学校、また学問、学習について伺いたいと思います。4番目が、感染拡大により、小中学校の長期間の休校が余儀なくされていましたが、子供たちの健康を守りながら学びの保障をどのように進めていくか教えてください。

最後、5番目になります。休校が続く中、情報通信技術による双方向型のオンライン授業の可能性が注目されています。感染第2波に備えて群馬県と川場村を含む29市町村は、本年度中に児童生徒1人1台のパソコン整備をさせるようにする環境を整備していくと聞きました。川場村はどのように進めていくお考えでしょうか。

以上、5点についてよろしく願いいたします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 黒田まり子議員の一般質問にお答えを申し上げます。

ご質問の新型コロナウイルス感染拡大による川場村への影響とその対策についてですが、まず川場

村が新型コロナウイルスと対峙をしてきました今までの経緯からご説明を申し上げます。

令和元年12月末に中国湖北省武漢市で発生した原因不明の肺炎が新型コロナウイルスであることが判明し、1月15日には日本国内で最初の症例が報告をされました。この時点では、今我々が直面している事態になろうとは、予想しておりませんでした。しかし、事態は日ごとに深刻さを増し、2月27日には政府から全国の小中学校等の臨時休校が要請をされました。このことを受けて、翌28日、川場村では新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、小中学校の3月2日から4月6日までの臨時休校を決定し、年度末に予定をされていた講演会等も中止といたしました。4月1日に予定をされておりました川場村にとって世紀のイベントであります東京オリンピック聖火リレーも、中止を余儀なくされたところでもあります。

4月7日には政府が特別措置法に基づき東京都を含む7都府県へ緊急事態宣言を発令し、県知事からの要請も加わり、4月13日から5月6日まで、小中学校の臨時休校の延長を決定いたしました。4月18日には、伊勢崎市の老人施設からの陽性患者受入れにより、利根中央病院看護師3名の陽性が確認され、利根沼田管内での発症に大きな衝撃を受けました。幸いにして大きなクラスターには至らなかったものの、利根沼田管内には大きな不安が残されました。4月27日には小中学校の臨時休校を5月31日まで延長することを対策本部会議において決定し、観光施設等については、5月10日までの閉鎖を決定いたしました。

感染拡大防止に努めるべく、4月15日には小中学校、こども園、デイサービスセンターなどへマスクを配布し、4月25日には村内希望世帯に次亜塩素酸消毒液を330世帯へ配布、小中学校児童生徒全員にも次亜塩素酸消毒液を手渡すなど、村民の安心・安全への要望に応えてまいりました。

政府により4月16日に緊急事態宣言が全国に発せられ、5月4日には緊急事態宣言を5月末まで延長を決定いたしました。

国民1人10万円が給付される特別定額給付金関連予算が4月30日に国会で成立し、川場村も翌5月1日に関連予算を専決処分いたしました。村民にいち早く給付金を届けるべく、利根沼田管内では一番として5月7日には1,124世帯への申請書発送を完了させ、5月12日より申請受付を開始いたしました。申請開始に合わせ、村民1人にマスク10枚、全戸に消毒液1リットルを配布し、独り暮らし高齢者や申請手続きが困難な世帯のために申請手続きの説明等も行っていました。結果として、マスク配布時に数名の方から申請書を託されたと報告を受けております。

感染拡大防止対策に向けて、本日まで9回の対策本部会議を開催し、議員各位にもご参集いただき、2度の議員懇談会を開催させていただきました。川場まつりの中止など多くの事業が中止をされておりますが、村民が安心して生活できる環境を整えることこそが私たち行政の使命だと感じております。

さて、ご質問の川場村は農業プラス観光で特色ある村づくりを行う中で都市との交流は重要だと思うが、感染拡大による影響とその対応ですが、世田谷区のある東京都は、最初に緊急事態宣言が出された7都府県に含まれ、感染者も多く発生したことから、世田谷区と川場村の交流事業にも大きな影

響が出ております。

その中でも特に世田谷区内公立小学校の5年生を対象に実施をされている「移動教室」につきましては、本年度全校分の実施が中止となりました。昭和57年に「移動教室」が始まって以来、初めてのことであります。そのほか個々の交流事業のうち、「木ごころ塾」や「里山塾」、「農業塾」等もこれまでの開催予定については中止となりました。

また、交流の拠点であります「ふじやまビレジ」及び「なかのビレジ」の両区民健康村施設につきましても、4月9日以降営業休止の状態となっております。全国の緊急事態宣言は解除されたものの、東京都のガイドラインに従い、6月19日から営業が再開されるという方針が出ており、それに伴い個々の交流事業も再開する予定であります。

この間、区民の第二のふるさとである川場村として、区内の養護施設や母子生活支援施設などへの支援として4月13日には「飲むヨーグルト」を、また5月1日には「雪ほたかレンジアップごはん」をそれぞれ田園プラザ川場、雪ほたかより提供を受けて贈呈しております。

次に、小規模事業者の現状と対応についてですが、緊急事態宣言による営業活動の自粛によって経済活動の停滞に伴う収益の減少など、直接的、間接的に村内の事業者にも甚大な影響が及んでおります。

国や県による経済活動の支援策が打ち出されておりますが、村の認定を必要とする中小企業信用保険法に基づく中小企業支援策、いわゆるセーフティーネットにつきましては、村内事業者より10件の申請がございました。

また、国が行う持続化給付金では救済されない事業者に対しましては、村独自の支援策として、売上高が前年同月比30%以上50%未満減少していることを要件に1事業者当たり10万円を給付する川場村経営支援助成金を6月5日から開始いたします。

村内事業者の経営支援につきましては、制度の活用や経営相談など引き続き商工会、観光協会とも連携しながら取り組んでまいります。

次に、第2波の感染拡大も懸念される中、現在の課題と展望ですが、専門家の見解によると第2波、第3波は必ず来ると言われております。第2波、第3波を第1波よりも少なくすることが肝心で、国においてもその対策に努めているところであります。管内の利根中央病院での院内感染は衝撃的なものがありました。管内の発生をいかに抑えるか、発生した場合の早期対応などが課題の一つとして挙げられております。川場村では構成する利根沼田広域市町村圏振興整備組合において、利根沼田医師会の協力を仰ぎ、5月18日から発熱外来を開設しました。院内感染の防止やPCR検査の早期実施などが見込まれ、地域内での感染拡大防止に大きく役立つものと考えております。

次に、感染拡大により小中学校は長期間の休校を余儀なくされたが、子供たちの健康を守りながら学びの保障をどのように進めていくかについてですが、およそ3か月にわたる休校による学習の遅れをどのように取り戻すかについては、次の3点が重要であると考えております。

1点目は、子供たちの安全を守りながら、一日も早く規律正しい生活習慣を確立するということがあります。今後は、感染防止に最大限の注意を払いながら、日々の教育活動を徐々に正常に戻していかななくてはなりません。そこで、国や県から出されている学校再開に向けたガイドラインを参考にし、でき得る限りの感染防止対策を講じながら、通常の学校生活に一日も早く近づけるよう、教育委員会と学校が一丸となって取り組んでいく所存であります。また、児童生徒が感染症の予防について正しい知識を身につけ、自らの健康は自ら守るという意識を持てるような学習の場も設けていきたいと考えております。

2点目は、身につけるべき内容は、余裕を持って学習させるということでもあります。既に群馬県教育委員会からは、今年1年間で学習する予定であった内容のおよそ30%を削減した指導計画の案が提示されており、群馬県内はこの計画に沿って足並みをそろえて学習を進めることになりました。また、夏休みや群馬県民の日、さらに年末・年始休業を授業日に振り替えて10日間ほど授業日を増やす予定であり、前の学年の学び残しも含めて、残る10か月、余裕を持って学習していけるものと考えております。

3点目は、子供たちに夢や希望を与える工夫をするということでもあります。既に、児童生徒が目標にしていた小学校バンドフェスティバルや中学校の夏季総合体育大会などの中止が決定し、また中学生をスターバリーへ派遣する国際交流事業も、26年目にして初めて中止せざるを得なくなりました。このほか、文化面においても各種コンクールや大会等が中止となっておりますので、児童生徒が少しでも希望や目標を持ち、意欲的に取り組めるような行事や教育活動を子供たちと共に考え、できるものから実施をしていきたいと考えております。

次に、休校が続く中、情報通信技術による双方向型のオンライン授業の可能性が注目されているが、川場村としてはどのように考えるかについてですが、オンライン授業について、本村においてもいろいろと検討してまいりましたが、大きく次の3つの条件をクリアする必要があることが分かりました。

まず1点目は、児童生徒一人一人にノート型パソコンを1台ずつ確保するということでもあります。このことについては、小中学校の校内情報通信ネットワークの整備費用と全児童生徒用のノート型パソコン256台の購入費用を6月の補正予算に計上させていただきました。これは国が進めるGIGAスクール構想という事業の一環で、国の補助事業となります。

2点目は、全ての児童生徒が家庭でインターネットを使えるような通信環境を整えるということでもあります。調査によれば、川場小中共におよそ2割の家庭が通信環境の未整備であることが分かりました。こうした家庭について、どのように整備していったらよいか、現在専門業者から技術的な助言をいただき、先行実施をしている他市町村の取組や運営方法等について情報を収集しているところであります。

3点目は、オンライン授業を実施するためには、授業をする教員も授業を受ける児童生徒もパソコンの操作に慣れている必要があるということです。操作に慣れていない中で実施すると、学習効果が

上がらなかったり、多くの疲労がたまったりするという指摘があります。そこで、今年度、たまたま川場中学校が群馬県教育委員会より「ICT活用促進プロジェクト」の指定を受けておりますので、こうした事業に積極的に取り組むとともに、普段の授業でパソコンを使った学習場面をできるだけ多く取り入れることにより、操作に習熟させていきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染拡大の完全終息が見えない現在であります。3密を避け、手洗いを励行するなど村民の皆様にはできることを我慢強く続けていただき、村民が一つになってこの窮地を乗り越え、安心をして生活できる日を一日でも早く迎えられるよう村政を進めてまいります。

議員各位におかれましても、特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、黒田議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） それでは、再質問ということで、1つ伺いたいと思います。

都市との交流ということで、世田谷との深い交流の中で川場村は成長してきたと思います。そして、今現在、移動教室が中止になり、ビレジで、ふるさと公社としてやっている農業塾やそういうものが止まっている状態が現状だと思います。その現状に、とにかくその一つ一つに対応していくということももちろん必要だと思います、このよく言われるウィズコロナ、アフターコロナという視点からいうと、この感染拡大していく状況というのはもしかしたら長く続くかもしれない。子供たちの先ほどのICTと言われたのは、SNSを使ったそういう発信の方法を変えていく必要もあるのかなと思います。何か新しい時代の新しい村づくりというか施策が要るのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えをいたします。

先ほどの都市との交流でございますが、ちょうど今年で39年目になるということで、まさに来年が40年の節目になるところでありますが、その中で、ずっと開始をしてきた移動教室が初めて今年中止をせざるを得ないという環境になったというところでありますが、そういう中で、少しでも今年の小学校5年生が世田谷にいながら川場のことを思っただけという中では、川場に来ていただいた子供たちが必ずなかのビレジ、ふじやまビレジに宿泊した子供がリンゴ農家に立ち寄ってリンゴの1年を通した作業、収穫等のお話を聞き、体験をしたと。その中で、リンゴジュースを生徒、子供が1杯ずつ飲んで帰ったということを知り及んでおりますので、せめて今年来られない子供については、リンゴ農家からリンゴジュースを買い上げて世田谷の5年生にそのリンゴジュースは飲んでいただくということで、今世田谷区との調整を行っているところであります。

また、いろいろな新しい取組というのは考えるわけではありますが、これにつきましては、世田谷区

等にいろいろな情報、また知識等が整っているところでもありますので、そういった中で、新しいスタイル等々において考えていかなきゃならないと思っております。

特に、道の駅田園プラザにおいても、ようやくここに来ましてお客さんが戻ってきたところではありますが、やはりまだ世田谷区民が県をまたげないという状況の中で、7割は県内、3割は県外という状況にあるわけではありますが、これも6月19日を境に世田谷区の人たちが川場に來られる状況にあるということでもあります。

そういう中で、今までは、今の時期から10月の末までの平日には子供が宿泊をするということで、一般の区民の方は宿泊をできなかったわけではありますが、中止に伴って6月19日からもう平日も一般の区民が泊まれる状況にあるということでもありますので、そういったところも今までと変わった状況になるかなというところでありまして、また田園プラザ等に聞いてみますと、やはり今までのスタイルと違って飲食をするところが冷房を完備してあってもわざわざ外で食べているという状況が多く見られるということでもありますので、今後、このコロナが終息したとしても、そういったスタイルも変わるかなということでありまして、そういったところの情報もいろいろなところに発信をしていかなければならないということでもありますので、世田谷区といろいろ協議をしながらそういったところも努めてまいりたいと考えているところでもあります。以上です。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） ありがとうございます。

それでは、ちょっと子供たちのことについて伺いたいと思います。

本年度の学習内容を30%減らして進めているということですが、その30%は次のように取り戻していくのでしょうか。今年減らしても、6年生、卒業するまでにやらなきゃいけないという範囲は決まっていますし、今年の勉強しなければいけないことを各学年で30%減らしたとしたら、その30%をその後どういうふうにしていくのかなというのがちょっと1つ気になるということと、もう一つは、例えばみなかみなんかはもうタブレットを配ったということも新聞情報などで聞いていますが、ノートパソコンでもタブレットでも構わないですけども、その学習をどのように基本的に進めていくプランみたいなものは今の時点ではあるのかなのかということをちょっと伺いたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 宮内教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君） ご質問にお答えを申し上げます。

県が一律に今年度学習するべき内容の30%を削減した残りの70%をみんなで統一して学習していくという、足並みをそろえて学習していこうということでございますが、この30%につきましては、学ぶべき基本的なものはほとんど網羅をしているというふう聞いております。ただ、その時間

をじっくりかける部分について、この部分の活動は取りあえずやめて知識の習得だけにしようとか、そういうものであるというふうに認識をしております。

ただ、もちろん今年度中に学ぶべきもので学べないものについては、次の学年について当然学ぶことになるかと思いますが、今のところ70%で、ほぼ学ぶべき基礎的なものについては学べるというふうに認識をしているところでございます。

それと、タブレットないしノート型パソコンを使ってどのように学習を進めていくかということでございますが、先ほどの村長の答弁にもありましたように、まず何よりも1人1台のパソコンを確保するというのが重要になってくるかなと思います。それが子供たちに届いたところで、まず授業の中でその基本的な操作だとか、それからでき得ればリモート授業を想定したような模擬授業みたいなものを学校の中で少し取り入れられると、家庭に持ち帰ってもできるかなとそんなようなことを考えておるところでございますが、何分まだ1人1台のパソコンがこれからでございますので、それがまず手元に来たところで、少しずつ子供たちに操作に慣れてもらう。当然教員もかなり習熟をしないと、授業をする、リモート授業をする教員自身の相当高い技術が必要であるというようなことも聞いておりますので、双方少しずつ習熟をさせていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） なかなか子供たちの歩みに合わせてリモート授業というのをつくっていく。もしかしたら子供たちよりも先生のほうが大変なのかなと思います。子供たちは割と簡単になじんでいくのかなと想像しています。いろんな形で進めていこうと、あとリモート授業でやるとかえって疲れるというような新聞上の記事も出ていましたが、楽しんでやれる範囲でなじんでいければいいのかなど。

あと、もう一つは、30%削減した形で学習を進めるわけですがけれども、その中でも個人差が出てくると思うので、同じ長期休校になっていても、多分家庭環境によって子供たちの育ちも大分違ってきているのかなということも懸念されます。そういう場合に子供たちの学習の遅れなどを一人一人バックアップするためには、パソコンですかね、そういうリモート授業を個人的にやっていけるというのはすごく有意義なことではないかと思えます。

もう一つ、これはこんなこともできたらいいのかなと思いますけれども、世田谷区ではもう既に始まっていて、4年生以上がもう全員タブレットを持って勉強していて、先生とクラスでの話し合いする時間みたいなもの、それもタブレットでもう始めたりしているみたいですね。時々、今まで学校休みだったので、皆さん、子供たちもクラスの子と会えなかったのがパソコン上でみんなと会えるので、楽しかったなんていうのもちょっと世田谷の状況として聞いたりします。

世田谷でも進んでいて、川場の子供たちが移動教室もない、例えば交流が今年にはできないとすると、そういうリモート交流というものですかね、そういうこともどこかで、遊びの範囲でいいんだと思う

んですけども、一つやると楽しいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君） お答え申し上げます。

この児童生徒1人1台タブレットなりノート型パソコンが確保できて、それを日常の授業の中で使いながら授業を進めることによりまして、先ほど黒田議員さんのお話のようにいろいろな交流の場が広がることは十分予想できることだと思います。また、例えばこれはかなり習熟しないとできないことかもしれませんが、現在スターバリーに子供たちを派遣しておりますが、その現地のミドルスクールの子供たちとインターネット回線を使って交流をすとか、まずは先ほど申しましたように基礎的な操作に習熟するということが基本でございますが、やがてそういったアフターコロナの中で、これまでできなかったことができるようになればいいなという、そんな希望は持っております。以上です。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） ありがとうございます。

先ほど村長のお話の中でも、子供たちの夢をということがあったので、パソコンを使うことで、その子供たちの夢を広げる一つの可能性になるのかなということもちょっと今日お話を伺って思いました。大変ありがとうございます。

これで、以上で終わります。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、4番黒田まり子さんの質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

◎日程第4 議案第31号 川場村税条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第4、議案第31号 川場村税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第31号 川場村税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度の税制改正に伴い、地方税法の一部改正が行われたことを受け、川場村税条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、個人村民税の非課税の範囲についての改正で、未婚の独り親に対する税制上の措置

及び寡婦控除の見直しを行うものであります。全ての独り親家庭の子供に対し公平な税制を実施する観点から、婚姻歴の有無による不公平や男性の独り親と女性の独り親の不公平を解消するものです。また、たばこ税の課税標準の見直しについては、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこについては、紙巻きたばこ1本として換算するものです。その他地方税法の改正に合わせ関連する条項の整備を行ったものであります。

今回の一部改正についてご理解いただきますとともに、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第31号 川場村税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第32号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第5、議案第32号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第32号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険法の改正により、低所得者の保険料の軽減の見直しが行われ、令和元年10月の消費税の引上げに合わせてさらに軽減強化を行うものであります。

これは、65歳以上の方本人の前年の合計所得額及びその属する世帯員の課税状況等により第1段階から第9段階の所得段階で保険料が決定されます。

そのうち、第1段階から第3段階の村民税非課税世帯の介護保険料の負担を軽くするものであります。

具体的には、所得段階第1段階保険料年額3万6000円を2万4,500円に、所得段階第2段階年額5万1,000円を4万800円に、所得段階第3段階年額5万9,200円を5万7,100円に軽減するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第32号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第33号 川場村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第6、議案第33号 川場村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第33号 川場村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことから、本条例の一部を改正するため提案するものであります。

具体的には、放課後児童支援員は、都道府県知事または地方自治法により定められた指定都市の長が行う研修を修了した者でなければならなかったものから、中核市の長が行う研修を修了した者が加えられ、放課後児童支援員の資格を得られるというものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第33号 川場村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第34号 不動産（土地）の取得について

○議長（小菅秋雄君） 日程第7、議案第34号 不動産（土地）の取得についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第34号 不動産（土地）の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和2年第1回定例会において村営川場牧場の設置及び管理に関する条例を可決いただきましたことにより、川場村において川場牧場を運営するため、土地所有者農事組合法人川場牧場組合と1,600万円で不動産売買契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第34号 不動産（土地）の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第36号 令和2年度川場村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第8、議案第36号 令和2年度川場村一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第36号 令和2年度川場村一般会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,052万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,266万3,000円とするものであります。

歳入は、地方交付税5,303万5,000円、国庫支出金6,831万7,000円、県支出金937万7,000円をそれぞれ追加し、使用料及び手数料を20万円減額いたしました。

次に歳出の主なものについてご説明いたします。

第2款総務費は、6,185万6,000円を追加計上いたしました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した住民生活及び地域経済対策への補助金・給付金として5,378万4,000円を計上いたしました。

第3款民生費は、1,037万5,000円を追加計上いたしました。子育て世帯への臨時特別給付金、子育て支援臨時特別給付金関連であります。

第6款農林水産業費は、2,136万4,000円を追加計上いたしました。農業費として担い手支援事業補助金、林業費として林道建設事業費であります。

第8款土木費は、249万3,000円を追加計上いたしました。村道道路改良費であります。

第10款教育費は、3,176万5,000円を追加計上いたしました。小中学校情報機器整備費であります。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君）　ここで担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君）　それでは、令和2年度川場村一般会計補正予算（第2号）の細部説明をいたします。

令和2年度川場村の一般会計補正予算（第2号）では、歳入歳出それぞれ1億3,052万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,266万3,000円とするものです。

4ページをご覧ください。

4ページでは、歳入歳出予算事項別明細書になります。

歳入といたしまして、補正前の額32億3,213万4,000円に補正額、各款の補正額はご覧のとおりであります。補正額合計といたしまして1億3,052万9,000円で、歳入合計を33億6,266万3,000円とするものです。詳細説明は後ほどさせていただきます。

5ページになりますが、歳出ですが、歳出の補正前の額32億3,213万4,000円に補正額として、各款の補正額はご覧のとおりとなっておりますが、補正額合計として1億3,052万9,000円で、歳出合計を33億6,266万3,000円とするものです。

財源内訳といたしまして、国県支出金7,769万4,000円追加、その他として20万円減額、一般財源が5,303万5,000円となります。詳細は後ほど説明いたします。

6ページをご覧ください。

6ページでは、歳入の詳細となります。

11款1項1目地方交付税が5,303万5,000円追加、14款1項1目1節田園プラザ使用料15万円、内訳としましてチーズ工房敷地使用料が15万円、3節村有住宅使用料マイナス35万円、この内訳といたしまして、当初は一般入居を見込んでおりましたが、地域おこし協力隊が入居したことにより、家賃分の27万5,000円が減額、併せまして敷金分7万5,000円を一般会計の歳入とせず、預り金として取り扱うために7万5,000円をマイナス計上し、合わせて35万円のマイナスとなっております。

15款1項1目5節児童手当交付金507万2,000円、説明分ですが、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費405万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費102万2,000円、これは国庫10分の10の補助事業となっております。

続きまして、15款2項1目1節総務費補助金新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,866万3,000円、これにつきましても、10分の10の国庫補助となっております。

7ページをご覧ください。

7ページ、15款2項6目1節教育費補助金1,458万2,000円、内訳としまして公立学校

情報機器整備費補助金が783万円、これにつきましては1台4万5,000円の補助となっております。整備台数の3分の2が補助対象となります。したがって、174台がこの補助金となります。そして、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、これが675万2,000円となっておりますが、これは補助対象費の2分の1が補助金となっております。

16款2項3目1節保健衛生費補助金ですが、22万6,000円、合併処理浄化槽設置事業費補助金ですが、1件分となっております。

4目農林水産業費県補助金ですが、1節農業費補助金として165万1,000円、内訳としまして中山間地域等直接支払交付金が30万2,000円の追加、これは面積、中山間地域の実施面積の確定による追加です。そして、世界で戦えるこんにやく総合対策事業補助金、これが当初予算で36万1,000円予算措置していたところに4,000円を追加するものであります。続きまして、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業補助金、114万6,000円、これが事業費の3分の1が事業費として入るもので、芋収穫機を導入予定となっております。人・農地問題解決加速化支援事業費補助金19万9,000円ですが、これは人・農地プランの作成に関わるもので、10分の10の補助率となっております。2節林業費補助金750万円、県単林道開設事業補助金ということで、林道太郎線の工事費の2分の1が補助金として入ってきております。

続きまして、8ページをご覧ください。

ここからは歳出となります。

歳出の各項目で、給料、そして職員手当等の補正がありますが、これについては人事異動、それから階層の変動によるもので、詳細につきましては給与費明細が後ろのほうについておりますので、ご覧いただければと思います。したがって、この場で給与費等の説明は省略させていただきます。

9ページをご覧ください。

9ページ、2款1項1目12節委託料47万円の更正減、併せて13節使用料及び賃借料41万9,000円の増額となっております。これにつきましては、株式会社第一法規に関わるもので、内容を見直し、予算を組み替えたところ、5万1,000円の削減が図られたということになっております。

続いて、その下の3目財産管理費の12節委託料の中で、41万6,000円が更正減されており、その下の13節使用料及び賃借料の一番下のところに情報セキュリティ対策関連機器等借上料41万6,000円、同額で上がっておりますが、これは予算の組み替えによるものです。

続いて10ページをご覧ください。

10ページ、2款1項4目企画費の18節負担金補助及び交付金マイナス3万円となっております。一般財団法人文化産業科学学会負担金を当初予算で計上したところ、今回ここで3万円の減額とさせていただきます。続いて、22節の償還金利子及び割引料は7万5,000円減額となっておりますが、ここで歳入のところで申し上げましたが、敷金、村有住宅の敷金を一般会計に繰り入れず、預り金として処理をするためにこの場で7万5,000円を削除させていただきました。

7目村活性化推進費の中の7節報償費が30万円とあります。世田谷区交流40周年記念事業検討ワークショップ謝金、このワークショップには10名の方の参加を見込んでおりました、6日間程度実施する予定になっております。10需用費の中で、都市交流活動費ということで、21万円措置させていただきましたが、これはそのワークショップに関わる食糧費となっております。

9目地域づくり事業費の中で、17備品購入費16万3,000円となっておりますが、これは地域おこし協力隊が使用するノートパソコン購入費となっております。

11ページに行きまして、10目防災諸費の中で、12委託料370万円ということで、地域防災計画修正業務委託料、これにつきましては、令和元年度にも予算措置してありまして3月の補正予算で更正減させていただいたものです。内容を見直し、370万円で今年度修正業務をしていきたいというところがございます。

そして、12目生活支援対策事業費でございます。まず、10需用費、消耗品の中で、マスク購入費が20万円ということで、これにつきましては、一枚一枚梱包されたマスクを購入し、イベント等開催時にマスクをしていない参加者がいらっしゃいましたら一枚一枚梱包されたものを配布していきたいということから、5,000枚を用意したいということでございます。その下の6万6,000円で、次亜塩素酸消毒液の原液となっております。

そして、11節役務費の中の郵便料が46万5,000円となっておりますが、これが後ほど説明させていただきます川場村共通商品券を村内各世帯に郵送するために書留郵便料として46万5,000円上げさせていただきました。

そして、13節使用料及び賃借料80万円、これにつきましては、体温検査機使用料ということで、6か月間、体温検査機というものですかね、タブレット端末で人を映してその体温が分かるようなものですが、そういったものを6か月間試しとして借り上げ、4台分を見込んでおります。

そして、17備品購入費ということで、微酸性次亜塩素酸水生成装置ということで、今まで川場村でこの装置がなかったために各所の応援をいただいて村内に次亜塩素酸水を配布してきたところがございますが、今回ここで購入させていただき、必要に応じて村で作成し、必要な方へ配布できればということでございます。

18節負担金補助及び交付金5,198万円ということでございます。内訳を説明させていただきますと、学校臨時休校支援補助金ということで393万2,000円、これは給食センターの委託料の2か月分となっております。それから、子ども園臨時対応支援補助金、これがこども園で登園自粛を各保護者をお願いしたところ、食材のキャンセル料等が発生しましたので、この費用として40万円、それから家計急変学生等支援事業費補助金915万円、これにつきましては、高校生に2万円、大学生に5万円をそれぞれ給付するというので、915万円を予算措置してあります。そして、一番下の地域経済活性化事業補助金3,849万8,000円ですが、これの内訳といたしまして川場村共通商品券を全戸1,124世帯に1万円分を配付するというので、1,124万円、その無料

で配付するのとは別に販売用として1万円で1万3,000円分の商品券が買えるというプレミアム付商品券で、そのプレミアム分の600万円がここに計上させていただいています。そして、その商品券の事務手数料ということで、商品券の印刷ですとか、換金手数料、それらが事務手数料として225万8,000円、そして新規事業開拓事業補助金として1,400万円、それから国の持続化給付金の対象外となる小規模事業者に10万円を配付するというので、500万円、合わせて3,849万8,000円ということとなっております。

続きまして、13ページをご覧ください。

13ページ、3目老人福祉費10需要費79万2,000円、機械器具修繕費ということで、デイサービスセンター機械器具ですが、太陽光発電の発電機部分に不具合が生じておりますので、その交換費用ということで、79万2,000円となっております。

続いて、15ページをご覧ください。

15ページの中ほどに7節報償費33万3,000円、これにつきましては、小学校が休校措置により朝8時半から学童保育を開設したところに臨時として支援員さんをお願いした費用分ということで、33万3,000円となっております。

その2つ下の12節委託料102万3,000円ですが、これは子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に関わるシステム改修ということで、システム改修費ということになっております。102万3,000円。

その下の19節扶助費1,012万5,000円ということで、2項目ありますが、まず初めに子育て世帯への臨時特別給付金405万円、これは児童手当を受給している児童生徒に各1万円を給付するというもので、これは国庫事業となっております。その下の子育て支援臨時特別給付金607万5,000円、これについては、その児童手当受給者、上のものと同じ方を対象として、これについては主に食料費の補助分ということで考えておまして、1人1万5,000円を給付するというので、607万5,000円ということになっております。

続いて、17ページをご覧ください。

17ページ、6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金155万4,000円、この中で、中山間地域直接支払交付金が40万3,000円、これは歳入のところでも申し上げましたが、実施面積が確定したことにより増額となっております。そして、世界で戦えるこんにやく総合対策についても、歳入のところでも申し上げましたが、当初予算で36万1,000円措置していたところ、不足分の4,000円を追加、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業補助金、この県費3分の1が入りまして、事業費の3分の1分として114万7,000円、芋掘り機を導入予定となっております。

続いて、19ページをご覧ください。

19ページでは、農林水産業費、林業費の中の3目治山林道費の12節委託料です。286万5,000円。その他委託料としまして林道太郎線開設事業に伴う測量委託、測量が50万円、積算業務

が79万2,000円、設計業務が157万3,000円、合わせて286万5,000円となっております。

その下、14節工事請負費が1,500万円、林道太郎線の開設事業費となっております。これには半分の750万円が補助金として入っております。

続いて、20ページです。

20ページの中ほどに11節役務費17万9,000円、ホテル田園プラザ施設水質検査手数料ということで、これはホテル田園プラザの前にありますやすらぎの家の施設の水質検査をしなければならぬということから17万9,000円を予算措置させていただきました。

14節工事請負費121万円ですが、川場村体育館の誘導灯が故障していることから55万円、また舞台のどんちょうの修繕が必要だということから66万円を措置させていただき、121万円となっております。

そして、21ページ、中ほどに14節工事請負費9万7,000円、生品ポケットパークトイレ改修工事ということで、当初予算で134万4,000円の工事費を予算措置させていただいておりますが、その不足分ということで9万7,000円を追加させていただきました。

そして、21節補償補填及び賠償金100万円、村道所有権移転訴訟予納金、令和元年度予算でも計上させていただいておりますが、実施に至らなかったために今回改めて計上させていただいたところです。姥堂地区の道路で、絶えてしまった家の所有権を移転するために裁判所へ申し立てるための予納金となっております。

21ページの一番下に道路新設改良費、工事請負費500万円となっております。1枚はぐっていただきますと、村道道路改良工事請負費が500万円、これは太郎地区にあります農家住宅の前の村道改修工事となっております。それに併せた電柱移転が伴いましたので、50万円を予算化させていただいております。

そして、23ページをご覧ください。

中ほどに13節使用料及び賃借料1,325万円、公立学校情報機器整備費端末使用料ということで、小中学校合わせて265台の端末機をそろえるのに1台当たり5万円ということで、1,325万円となっております。

14節工事請負費で1,837万円ということで、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事費の内訳ですが、小学校が1,078万円、中学校が759万円、合わせて1,837万円となっております。

続きまして、24ページになります。

24ページ、3目資料館費17節備品購入費ということで、13万5,000円、資料館消防用設備の備品購入ということで、消火器6台、消火栓用ホース15メートルが8本ということで、合わせて13万5,000円となっております。

そして、2目給食センター費、10節需用費397万1,000円、これは調理用機械器具等修繕料でございますが、蒸気ボイラーの一部でありますホットウェルタンクというものが老朽化し、修繕工事が必要となったために今回397万1,000円の予算を措置させていただきました。以上です。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入・歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

1 番星野孝之君。

〔1 番 星野孝之君発言〕

○1 番（星野孝之君） 予算書の17ページの12節の委託料、人・農地プラン図面作成業務委託料についてなんですけれども、この200万円の委託でどのような図面、成果物ができるのか教えていただけますか。ごめんなさい、20万円です。申し訳ありません。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 今井 忠君発言〕

○田園整備課長（今井忠君） ただいまのご質問にご回答させていただきたいと思います。

この20万円でございますけれども、人・農地プランを実質化、いわゆる本物にしていくというようなことから10分の10の補助金でございまして、まずはAゼロタイプ、一般に言うポスターサイズの2倍ぐらいの航空写真、それを印刷しまして、各地域においてそれを基にどのような今後の農政政策をしていくかということで、各地区で話し合いをしていただくために出力とするものでございます。だから、8地区分ですかね、印刷をしてお渡しすることになると思います。以上です。（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第36号 令和2年度川場村一般会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 承認第1号 専決処分の承認について（令和2年度川場村一般会計補正予算（第1号））

○議長（小菅秋雄君） 日程第9、承認第1号 専決処分の承認について（令和2年度川場村一般会計補正予算（第1号））の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております承認第1号 専決処分の承認についての説明を申し上げます。

今回の補正予算（第1号）は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,100万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,213万4,000円とするものであります。

歳入は、地方交付税4億50万6,000円、国庫支出金3億2,650万円をそれぞれ追加して計上いたしました。

歳出は、第2款総務費12目生活支援対策事業費で、補正予算額の全額3億3,100万6,000円を追加計上いたしました。特定定額給付金3億2,580万円及びその給付事務に係る経費、そして村民1人当たり10枚配布をするためのマスク費用300万円であります。4月30日に国会で特別定額給付金関連予算が可決され、一日も早く村民の手元へ給付金10万円を届けるため、議会臨時会を招集するいとまがなく、専決処分としたところであります。

今回の補正予算についてご理解をいただきますとともに、専決処分についてご承認くださいますようお願い申し上げます、提案説明にかえさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号 専決処分の承認について（令和2年度川場村一般会計補正予算（第1号））の件を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、承認第1号 専決処分の承認についての件は承認することに決定しました。

ここで休憩いたします。10時40分に集合してください。

午前10時23分休憩

午前10時40分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 承認第2号 専決処分の承認について（川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（小菅秋雄君） 日程第10、承認第2号 専決処分の承認について（川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております承認第2号 専決処分の承認についての説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による一般職の給与の改定に伴い、一般職の給与条例の一部改正前の令和元年9月に公布された川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正を専決処分したものであります。

主な改正点であります。一般職給与改定前に公布された会計年度任用職員給与条例の給料表を給与改定後の一般職の給料表に準じて改正したものであります。

また、第2号会計年度任用職員給与条例の参考案から川場村条例を制定するに当たり、参考案の条削除を行ったことで、条削除に伴う条ずれの改正も必要であったことから、今回の改正と併せて所要の改正を行ったものであります。

今回の一部改正についてご理解をいただきますとともに、専決処分についてご承認くださいますようお願い申し上げます、提案説明にかえさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号 専決処分の承認について（川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の件を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、承認第2号 専決処分の承認についての件は承認することに決定しました。

◎日程第11 承認第3号 専決処分の承認について（川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（小菅秋雄君） 日程第11、承認第3号 専決処分の承認について（川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております承認第3号 専決処分の承認についての説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、昨年12月20日に令和2年度税制改正の大綱が閣議決定されたことに伴い、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関連する川場村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があったことから専決処分したものであります。

主な改正点であります。国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に、介護給付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に引き上げるため改正したものであります。

また、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28万円から28万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を51万円から52万円に引き上げるものであります。その他改正に伴い関連する条項の整備を行ったところであります。

今回の一部改正についてご理解をいただきますとともに、専決処分についてご承認くださいますようお願い申し上げます、提案説明にかえさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第3号 専決処分の承認について（川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、承認第3号 専決処分の承認についての件は承認することに決定しました。

◎日程第12 承認第4号 専決処分の承認について（川場村税条例等の一部を改正する条例）

○議長（小菅秋雄君） 日程第12、承認第4号 専決処分の承認について（川場村税条例等の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております承認第4号 専決処分の承認についての説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和元年12月20日に令和2年度税制改正の大綱が閣議決定され同年3月27日可決成立したことに伴い、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令並びに地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令がそれぞれ公布されたことから、川場村税条例の改正を行う必要があります。専決処分したものであります。

改正の主なものは、所有者不明土地等に係る課税上の課題に対応するため、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者に対し市町村条例で定めるところにより必要な事項を申告させ、調査を尽くしても所有者が明らかにならない場合には使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し固定資産税を課することが可能となるものであります。その他関連する法律の改正に伴い条項の整備等を行ったものであります。

今回の一部改正についてご理解をいただきますとともに、専決処分についてご承認くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第4号 専決処分の承認について（川場村税条例等の一部を改正する条例）の件を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、承認第4号 専決処分の承認についての件は承認することに決定しました。

◎日程第13 承認第5号 専決処分の承認について（川場村税条例の一部を改正する条例）

○議長（小菅秋雄君） 日程第13、承認第5号 専決処分の承認について（川場村税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております承認第5号 専決処分の承認についての説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和2年4月30日に施行された地方税法等の一部を改正する法律に基づき、川場村税条例の改正を行う必要があり専決処分をしたものであります。

改正の主なものは、税の徴収猶予制度の特例で新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当な減少が生じ納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間に限り税の徴収を猶予できる特別措置の創設であります。また、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の期間を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものであります。その他関連する法律の改正に伴い条項の整備等を行ったものであります。

今回の一部改正についてご理解をいただきますとともに、専決処分についてご承認くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第5号 専決処分の承認について（川場村税条例の一部を改正する条例）の件を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、承認第5号 専決処分の承認についての件は承認することに決定しました。

◎日程第14 承認第6号 専決処分の承認について（令和元年度社会資本総合整備事業（総合）村道谷地生品線P1橋脚・右岸護岸建設工事の請負契約の変更）

○議長（小菅秋雄君） 日程第14、承認第6号 専決処分の承認について（令和元年度社会資本総合整備事業（総合）村道谷地生品線P1橋脚・右岸護岸建設工事の請負契約の変更）の件を議題いたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております承認第6号 専決処分の承認についての説明を申し上げます。

本件は、令和元年度社会資本総合整備事業（総合）村道谷地生品線P1橋脚・右岸護岸建設工事として、令和元年8月30日に関東建設工業株式会社と9,328万円で請負契約を締結いたしました。

現地精査の結果、建設現場への工事用道路を建設するため河川内の盛土を予定しておりましたが、現状の地盤が良質であり敷砂利のみの対応で可能となったこと、大型土のうについて当初既存の堰堤から設置を予定しておりましたが、下流域からの設置で対応可能であるため、設置数を減少したこと等により原契約金額を減額し変更請負契約を締結いたしました。

議会臨時会を招集するいとまもなく、専決処分とさせていただきましたところでございますが、趣旨をご理解いただきますとともに、専決処分についてご承認くださいますようお願い申し上げます、提案説明にかえさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第6号 専決処分の承認について（令和元年度社会資本総合整備事業（総合）村道谷地生品線P1橋脚・右岸護岸建設工事の請負契約の変更）の件を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、承認第6号 専決処分の承認についての件は承認することに決定しました。

◎日程第15 承認第7号 専決処分の承認について（動産（除雪ドーザ）の取得の変更）

○議長（小菅秋雄君） 日程第15、承認第7号 専決処分の承認について（動産（除雪ドーザ）の取得の変更）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております承認第7号 専決処分の承認についての説明を申し上げます。

本件は、令和元年度社会資本整備総合交付金事業、除雪ドーザ購入として、令和元年8月30日に日本キャタピラー合同会社と1,185万1,092円で請負契約を締結いたしましたが、物件仕様書において自賠責保険料は車両本体価格には含めず別途支払う旨記載しておりましたが、応札額に自賠責保険料を含んだ価格で契約を締結してしまったため、原契約金額から自賠責保険料を減額し変更請負契約を締結いたしました。

議会臨時会を招集するいとまもなく、専決処分とさせていただきましたところでございますが、趣旨をご理解いただきますとともに、専決処分についてご承認くださいますようお願い申し上げます、提案説明にかえさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第7号 専決処分の承認について（動産（除雪ドーザ）の取得の変更）の件を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、承認第7号 専決処分の承認についての件は承認することに決定しました。

◎日程第16 報告第1号 令和元年度川場村一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（小菅秋雄君） 日程第16、報告第1号 令和元年度川場村一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております報告第1号 令和元年度川場村一般会計繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

令和元年度から繰越明許費として令和2年度に繰り越したプレミアム付商品券事業13万円、村道谷地生品線道路改良事業2億8,099万9,000円、以上2件、総額2億8,112万9,000円について繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものであります。

○議長（小菅秋雄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第1号 令和元年度川場村一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終了いたします。

◎散 会

○議長（小菅秋雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

また、6月11日は、議事の都合により、午後1時30分から本会議を開催いたしますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時00分散会